

第5章 個人情報保護審議会の設置

全部改正〔平成28年条例18号〕

第24条 本市における個人情報保護制度を適正に運営するため、市川市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会の任務は、次のとおりとする。

(1) この条例により付与された権限に属する事項について、実施機関の諮問に応じ審議すること。

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による実施機関の求めに応じ意見を述べること。

(3) 市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例（平成17年条例第7号）第9条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

3 審議会は、非常勤の委員8名をもって組織する。

4 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8 審議会の事務は、総務部において処理する。

9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成2年条例17号・11年4号・17年7号・21年1号・23年2号・4号・27年43号・28年18号〕